

佐賀県では新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、接待を伴う飲食店等の皆さまに対して、店舗の休業の協力を要請しています。佐賀県の休業要請対象者が、県からの休業要請等に応じ、

休業 した場合に、事業者には支援金を交付します。

接待を伴う飲食店等が対象

店舗数

× **15** 万円
上限なし

佐賀県は、事業者ごと
ではありません！

休業要請期間

5 / 7 ~ 5 / 2 0

届出には**休業等の状況が確認できる資料**が必要です

(1) 対象店舗 (※5/12更新あり)

佐賀県内のキャバレー、ナイトクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店（横などに付いて接待を行う店。風営法に基づく風俗営業（接待飲食等営業）の1号営業の許可を受けている店舗のほか、感染拡大防止の観点から実態に応じての判断となります。）又は性風俗店（風営法に基づく性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業）の1号営業又は2号営業を行う店舗）

(2) 実施内容

原則、5月7日から5月20日までの全ての期間で休業を行う必要があります。

(3) 交付額

1店舗につき15万円（何店舗でも上限なし）
※家賃や人件費など使用用途は問いません。

(4) 届出書類

- ① 休業の状況がわかる書類
(例) ・休業期間を告知した店頭貼り紙の写真
・休業期間を告知した自社ホームページやSNSの写し
- ② 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類
・営業活動を行っていることがわかる書類
(例) ・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（許可証等の写し）
・<業種に係る営業に必要な許可等がない場合>直近の経理帳簿の写し
・届け出る施設等ごとの外観写真（店舗名や社名入りの写真）
・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等の写し）
- ③ 届出書 ④ 誓約書 ⑤ 振込先口座申出書

オンライン提出
はこちら

(5) 受付期間

5月7日から5月31日まで（当日消印有効）

(6) 問い合わせ先

佐賀県対新型コロナ事業者向け支援制度相談センター
電話0952-25-7462
受付時間：8時30分～21時00分
(土、日、祝日もお電話いただけます。)

(7) 提出方法

郵送（角形2号封筒）又は
オンラインでの提出
(感染拡大防止の観点から、
持参受けはしていません。)
<宛先>
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀型店舗休業支援金受付係

